

平成29年5月16日（火）
山口 和之（無所属）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

1問 民法上の取得時効及び消滅時効の制度の趣旨と概要について、法務当局に問う。

（答）

1 消滅時効

まず、民法上の消滅時効制度の趣旨としては、①長期間にわたって継続した事実状態を尊重し、法律関係の安定を図ること、②長期間の経過に伴って証拠が散逸することなどにより、債権の発生原因が存在しないことや、弁済等の債権の消滅原因が存在することなど、自己に有利な事実関係の立証が困難となった者を保護することなどが挙げられる（注）。

現行法においては、債権は、原則として権利を行使することができる時から10年間行使しないときは、消滅するとされているが（第166条、第167条）、この10年の期間内に請求や承認があると、時効は中断する（第147条～第157条）。そして、債務者等が時効による権利の消滅を主張するには、時効の援用をすることが必要である（第145条）。

消滅時効に関しては、改正法案において、①「債権者が権利を行使することができることを知った時」から5年で消滅時効が完成するという主観的起算点からの消滅時効を新たに導入する、②時効の中止を時効の完成猶予と更新という概念で再構成するなどの改正を行うこととしている。

2 取得時効

次に、民法上の取得時効制度の趣旨としては、消滅時効制度と同様に、①長期間にわたって継続した事実状態を尊重し、法律関係の安定を図ること、②長期間の経過に伴って証拠が散逸することなどにより、自己に有利な事実関係の立証が困難となった者を保護することなどが挙げられる。

現行法においては、一定の長期間、所有の意思をもって他人の物を占有した者は、その物の所有権を取得するとされているが（第162条），時効による権利の取得を主張するには時効の援用が必要である。また、取得時効にも、請求等による時効の中斷がある。

取得時効に関しては、改正法案において基本的に改正をしていないが、時効の中斷という概念を再構成する改正は取得時効にも及ぶものである。

（注）このほかに、時効制度の趣旨として、権利の上に眠る者は保護しないということも挙げられることがある。

平成29年5月16日（火）
山口 和之（無所属）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

6問 第466条の改正は債権譲渡を活用した資金調達を容易にするためであるとのことだが、そのようなニーズはどれくらいあるのか、また、そのようなデータはあるのか、法務当局に問う。

（答）

1 実態の調査

改正法案の立案過程においては、譲渡制限特約を付す債務者側の立場と、債権を譲り受け、又は担保に取る金融機関の立場について、それぞれアンケート調査などの手法による実態調査を行うこと等を通じて（注1），改正のニーズの有無及びその内容を調査した。

2 譲渡制限特約の効力を制限するニーズ

その結果、譲渡制限特約の効力については、次のような問題があり、改正のニーズがあることが明らかになった。

すなわち、現行法の下では、債権には譲渡制限特約を付すことができ（第466条第2項），譲渡制限特約が付された債権の譲渡は無効であると解されているが、このような譲渡制限特約が付された債権の債務者は、大企業であることも多く、これを担保とする価値は高いといえる。

したがって、譲渡制限特約が付された債権を担保として利用して資金調達を行うことには合理性があるが、そのためには、債権者は、債務者の承諾を得た上で債権を譲渡する必要があり、実際には、債務者の承諾を得ることができない場合が少なくない（注2）。

また、債権を譲り受けようとする側においても、譲渡制限特約の存在によって譲渡が無効となる可能性が払拭しきれないと、譲渡人の信用リスクをも勘案して債権の価値を低めに算定せざるを得ないという問題もある（注3）。

3 結論

このようなニーズを数量的に評価することは困難であるが、譲渡制限特約の効力を制限することについては、債権者の立場である中小企業団体や、その担保提供を受けて融資を行う金融機関の団体から強い改正要望もあったところであり、このような要請を受けて改正法案のとりまとめに至ったものである。

(注1) この実態調査の結果は、法制審議会における調査審議のための参考資料とされている。

(注2) 債務者としては、譲渡を承諾すると事務手続が煩雑になるなどの負担が生ずる反面で、承諾するメリットが乏しいため、特に強い立場の債務者から承諾を得ることは困難であると指摘されている。また、そもそも、債権を譲渡しようとしていることが債務者に知れると、信用不安を惹起し、取引を打ち切られるおそれがあるため、債務者に承諾を求めることもできないことがあると指摘されている。

(注3) 譲渡が無効となると、譲受人は譲渡人から債権譲渡の対価として支払った金銭等の返還を受ける必要が生ずるが、譲渡人が無資力であれば返還を受けることができないことになる。現行法の下では債権譲渡取引にはこのようなリスクがあることから、譲渡人の資力をも考慮して、債権の譲渡価格を決定するとされている。

平成29年5月16日(火)
山口 和之(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 第466条を改正しても、銀行等の金融機関が債権譲渡を受けて融資を行うとは考えにくいが、どこから資金調達をすることを期待しているのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力が妨げられないこととし(第466条第2項)，譲渡制限特約が付されている債権についても、譲渡を可能とすることとしている。

これにより、例えば、中小企業が自己の有する現在又は将来の売掛債権等を担保として銀行等の金融機関から資金調達を行うことが可能になるものと期待されており、これは、「ABL」などと呼ばれる金融手法の一場面である。このような金融手法は、特に中小企業金融において、保証に頼らない融資を実現する観点から、近時、脚光を浴びているものと承知している。

改正法案の審議の過程においても、金融機関の団体等から、強い改正要望が提出されていたところである(注1)(注2)。

(注1) 例えば、平成27年度産業経済研究委託事業の報告書である、三菱総合研究所「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」(平成28年2月)25頁では、「ワーキンググループでは、金融機関に所属する構成員から、金融機関としては、譲渡制限特約付債権に対する担保設定の可能性について前向きに検討してきたいとの意見が示される一方で、譲渡制限特約付債権について譲渡を受け、又は譲渡担保権を設定する行為に対し、金融機関のコンプライアンス違反を指摘されるのではないかとの懸念が示された。具体的には、大半の金融機関は、現在、譲渡禁止特約付債権であることが判明した場合、原則として担保取得

自身を回避しているが、改正後、譲渡制限特約付債権に譲渡担保権を設定するにあたっては、①担保設定行為が与信先企業にとっての譲渡制限特約違反とならないかという点、及び、②担保設定行為が金融機関にとってのコンプライアンス違反との指摘を受けないかとの点がABLの普及・促進上の懸念となり得る。」とされており、コンプライアンスの問題をクリアできれば、金融機関が、譲渡制限特約付債権に対する担保設定について、前向きに考えていることが窺われる。

(注2) 法制審議会民法(債権関係)部会参考資料5-2では、会員のうち相当数が金融機関であるABL協会の事務局がABL協会会員宛て行った調査の結果が記載されており、それによると、回答があった全ての会員が、譲渡禁止特約によって、債権譲渡による資金調達に支障が生じていると答えている。

改 正 案	現 行
(債権の譲渡性)	(債権の譲渡性)
第四百六十六条 (略)	第四百六十六条 (同上)
2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。	2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。
3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつてその第三者に対抗することができる。	(新設)
4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については適用しない。	(新設)

8問 謙渡制限特約が付された債権は、謙渡されても債務者が謙渡人以外への履行を拒絶するという内容のものであり、紛争性があるから、弁護士法第73条に抵触するのではないか、法務当局に所見を問う。

(答)

1 謙渡制限特約付きの債権が謙渡された場合のルール

改正法案においては、謙渡制限特約が付されていても、債権の謙渡の効力は妨げられないが、謙渡制限特約が付されていることを知り、又は重過失により知らなかつた謙受人その他の第三者に対しては、債務者は、履行を拒むことができ、謙渡人に対して弁済をした場合にはこれを対抗することができることとしている(第466条第2項・第3項)。

この規定の下では、謙渡制限特約が付されていることについて悪意又は重過失の謙受人は、飽くまでも、債務者が謙渡人に対して弁済した金銭を謙渡人から受領することによって、債権を回収することが想定されるものであり、謙受人が自ら権利実行をすることは想定されない。

2 弁護士法第73条との関係

他方で、弁護士法第73条は、「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。」としており、飽くまでも謙受人が自ら権利実行をすることを禁止の対象としている。

したがつて、謙渡制限特約付きの債権が謙渡された場合に、先ほど申し上げたように謙渡人によって債権回収がされることを前提とすれば、謙受人が自ら権利実行をすることがない以上、弁護士法第73条に抵触することはないと考えられる。

平成29年5月16日(火)
山口 和之(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

9問 謙渡制限特約につき悪意・重過失の譲受人に対して、
相当の期間を定めて譲渡人に履行するよう債務者に催
告することができる権利が認められているが(第46
6条第4項),これが悪用されて過酷な取立てが行わ
れるなど,債務者保護が大きく後退することになるの
ではないか,法務当局に所見を問う。

(答)

1 改正法案の内容

改正法案の下では、謙渡制限特約が付されていることにつ
いて悪意又は重過失の譲受人は、債務者が譲渡人に対して弁
済した金銭を譲渡人から受領することによって、債権を回収
することが想定されている。もっとも、債務者が譲渡人に対
して任意に債務を履行しない場合には、譲受人に、このような
迂遠な回収方法による負担を強いつつ、債務者に弁済の相
手方固定の利益を与える合理性に欠けるといえる。

そこで、改正法案においては、債務者が債務を履行しない
場合において、第三者が譲渡人への履行の催告をし、その期
間に履行がないときは、債務者は譲受人への履行を拒絶す
ることや譲渡人に対する弁済等の事由を譲受人に対抗するこ
とができないこととしている(第466条第4項)。

2 謙受人が催告をすることができる場面は限られていること
謙受人においてこのような催告をすることができるのは、
債務者が債務を履行しない場合に限られている。したがって、
債務者が契約どおりに債務を履行する場合には、そもそもご
懸念のような事態は生じない。

3 民事ルール以外による対応の可能性

また、委員ご指摘の過酷な取立てが引き起こす諸問題につ

いては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の局面に限らず、広く一般的に生じ得る問題であって、既に民法以外の諸制度によって一般的に対応がされているものと承知している(注)。

4 結論

したがって、改正法の施行によってご指摘のような問題が新たに生ずるといったことはないと考えられるが、法務省としては、改正法の施行状況を注視して参りたい。

(注) 弁護士法第73条は、「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない」としている。

また、不相当な取立て行為については、例えば、貸金業法第21条や、債権管理回収業に関する特別措置法第17条によって規制されている。また、判例は、権利の行使として取立てを行う場合であっても、社会通念上一般に認容すべきものと認められる程度を超える場合には、恐喝罪が成立するとしている(最判昭和30年10月14日刑集9巻11号2173頁)。

平成29年5月16日（火）
山口 和之（無所属）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

10問 改正法案においては、債務者にとって誰が債権者かは重要でないと考えられているようだが、その理由について、法務当局に問う。

（答）

債務者にとって譲渡制限特約を付する目的は、主として、弁済の相手方を固定することにより、見知らぬ第三者が債権者となるといった事態を防ぐことにある（注）。

このような債務者の期待については、改正法案においても引き続き保護する必要があると考えられており、譲受人が譲渡制限特約について悪意又は重過失である場合には、債務者は、譲受人に対する債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができるとしている（第466条第3項）。

また、譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡されたときは、債務者は、当然に、その債権の全額に相当する金銭を供託することができることとして、債務者が弁済の相手方を誤るリスクを軽減する措置を講じている（第466条の2）。

このように、改正法案においては、譲渡制限特約が付されていても、これによって債権譲渡の効力が妨げられないことはしているが、債務者にとって、弁済の相手方が誰かが重要であることは十分に考慮されており、法律によって保護すべき債務者の利益については必要な配慮がされているものである。

（注）債務者にとって、譲渡制限特約には、弁済の相手方が変わることに伴う事務手続の煩雑さ及び誤弁済の危険を回避し、相殺の期待を保護する機能があると評価されている。これらの機能を、弁済

の相手方を固定する機能と呼ぶことがある。

改 正 案	現 行
(債権の譲渡性) 第四百六十六条 (略)	(債権の譲渡性) 第四百六十六条 (同上)
2 <u>当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示</u> (以下「譲渡制限の意思表示」という。) をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。	2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。
3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつてその第三者に対抗することができる。	(新設)
4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。	(新設)

改 正 案	現 行
<p>(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)</p> <p>第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。</p> <p>2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。</p>	<p>(新設)</p>

(対大臣・副大臣・政務官)
5月16日(火)参・法務委

民事局 作成
山口 和之 議員(無所属)

11問 債権譲渡制限特約を付した債務者が不測の不利益を被ることのないよう、改正法を適正に運用していくことが重要と考えるが、法務大臣の所見を問う。

〔前提①：改正法案の内容〕

- 債務者が債権の譲渡制限特約を付するのは、一般に、弁済の相手方を固定し、これによって、見知らぬ第三者が急に債権者となるといった事態を防止するためであるが、改正法案においても、このような債務者の期待は、現行法と同様に、保護すべきものと位置付けており、新たな制度においても債務者が不利益を被らないような措置が設けられている(注1)。

(注1) 債権が譲渡されたとしても、譲受人が悪意又は重過失である場合には、債務者は譲受人からの弁済の請求を拒み、譲渡人に弁済すればよいのであり(第466条第3項)、譲受人が善意である場合であっても、債務者は供託をすることによって債務を免れることができる(第466条の2)。したがって、見知らぬ第三者との取引することを債務者が強いられるといった事態は防止されていることになる。

〔前提②：適正な運用について〕

- また、債務者が債務者からの債権回収を適正に行うべきことは、現在も、民法以外の関係法令によって規律されているところであり(注2)(注3)、このことは債権の譲受人による債権回収についても同様であるものと承知している。

〔結論〕

- 法務省としては、債権の譲受人が債務者から債権回収

を行う場面を含め、債権の回収が関係法令に従って適正に行われるよう、改正法案の趣旨を周知徹底して参りたい。

(注2) 例えば、貸金業法第21条は、貸金業を営む者等による取立て行為について、禁止行為を列挙するなどして規制している。

(注3) 他人に対して権利を有する者の行為であっても、その行使方法が社会通念上認容すべきものと認められる範囲程度を逸脱するときには違法となり得るものであり、債権者の債務者からの債権回収が、刑法の規定する恐喝（刑法第249条）等の行為に該当することもあり得る。

○ (参照条文)

○貸金業法

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不適當と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 略

3 略

○刑法

（恐喝）

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

改 正 案	現 行
(債権の譲渡性)	(債権の譲渡性)
第四百六十六条 (略)	第四百六十六条 (同上)
<p><u>2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。</u></p>	<p>2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。</p>
<p><u>3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかつた譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつてその第三者に対抗することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]】